

平成28年度事業計画書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日



君津市社会福祉協議会 マスコットキャラクター
「ほのぴー」

平成28年度の基本方針

現代社会における人口減少と年齢構成バランスの悪化は、地域コミュニティの維持を困難にさせるものであり、減少した次世代の担い手を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みが望まれています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に際しては、地域活動支援ネットワークの一員となる地域住民の活動が重要視されています。

さらに、昨年施行の生活困窮者の自立を助長する「生活困窮者自立支援法」に続き、本年4月には「障害者差別解消法」が施行されるなど、福祉を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しています。

このような社会の変化に対応していくために、君津市社会福祉協議会では子どもから高齢者まですべての世代の住民が安心して暮らすことができるよう、地域福祉活動計画の基本理念である「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現に向けて地域福祉事業の推進をしていきます。

【 君津市社会福祉協議会の事業体系 】

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

- 1 法人の運営
- 2 社会福祉事業の企画及び実施
- 3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発
- 4 社会福祉施設の管理運営

II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

- 1 地区社会福祉協議会活動の支援
- 2 君津市地域福祉活動計画の推進
- 3 社会福祉関係団体の援助育成
- 4 ボランティア活動・福祉教育の推進

III 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

- 1 日常生活自立支援事業
- 2 福祉資金貸付事業
- 3 ふれあい相談事業

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

- 1 住民参加型ホームヘルプ事業
- 2 介護保険事業

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人の運営

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体であることを自覚し、時代の要請や住民ニーズに対応した事業を展開していくために組織運営の適正化に努めます。

そのために、職員は国や県などの動向に常に関心を持ち続け、関係法令や制度改正に速やかに対応できるよう、積極的に外部研修に参加するとともに、職場研修を充実させることで資質の向上を図り、組織体制の強化に努めます。

また、財政面においても安定した法人運営ができるよう、会員の拡充やチャリティーイベントの開催など、自主財源の確保に努めます。

(1) 組織の運営

- ① 理事会・委員会（法人の執行機関、理事15名・監事2名）
 - ・ 定例会議の開催
 - ・ 総務委員会（主に組織運営）、企画委員会（主に事業推進）の開催

- ② 評議員会（法人の議決機関、評議員40名）
 - ・ 5月、3月の定例会議のほか、必要に応じ臨時会議の開催

- ③ 監査
 - ・ 監事による決算監査の実施
 - ・ 担当理事による内部会計監査の実施（年2回）
 - ・ 君津郡市広域市町村圏事務組合による社会福祉法人指導監査
 - ・ 君津市による財政援助団体等監査

(2) 組織体制の強化

- ① 役員体制の強化
 - ・役員研修会の実施
 - ・福祉情報の定期的な提供（NORMA、ボランティア情報等）
- ② 事務局体制の強化
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する各種研修会等への参加
 - ・職能団体や行政機関等が実施する実務研修会等への参加
 - ・定例職員会議（研究会）の開催
 - ・職員研修会の実施（法改正対応研修等）
 - ・職員の資格取得支援（受講料や登録料等の補助）

(3) 運営財源の確保

- ① 会員の募集
 - ・一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（5月）
 - ・賛助会員 個人・法人・団体に依頼（通年）
君津市社会福祉協議会のパンフレットを活用し、賛助会員の拡充に努める
- ② 福祉チャリティーイベントの開催
 - ・第19回君津市福祉チャリティーゴルフ大会（7月）
ゴルフ大会を通して福祉意識の啓発と運営財源の確保を図る
- ③ 広告収入の検討
 - ・ホームページや広報紙への広告掲載について検討
- ④ 共同募金運動への協力（千葉県共同募金会君津市支会）
 - ・赤い羽根共同募金（10月1日～12月31日）
 - ・歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）

2 社会福祉事業の企画及び実施

「すべての人が共に生きることができる社会が普通の社会である」というノーマライゼーションの理念を基盤に事業を実施していますが、事業を企画する際は、日々変化する社会情勢や福祉ニーズを念頭に入れ、趣旨や目的を明確にするとともに、事業評価を常に実施し、より効果的な内容や方法を追及します。

地域住民全員が地域福祉の主体であり対象であるという観点で、住民の福祉意識の高揚や福祉活動への参加促進を図るとともに、誰もが自分らしく社会参加をし、生活の質の向上が図られるよう事業展開をします。

(1) 高齢者福祉事業

- ① 卒寿記念事業（9月～10月）
 - ・卒寿者への記念品贈呈
- ② 高齢者団体への助成（14ページに再掲）
 - ・老人クラブへの活動助成

(2) 障害者福祉事業

- ① 障害児者交流事業
 - ・障害者世帯を対象に日帰りのバスハイクを実施
- ② 視覚障害者への情報提供（通年）
 - ・朗読ボランティアの協力により広報等をCD等へ録音し「声のお便り」として視覚障害者へ提供
- ③ 障害者団体への助成（14ページに再掲）
 - ・障害者当事者団体への活動助成
 - ・就労継続支援施設への助成

(3) 児童福祉事業

- ① ひとり親家庭交流事業
 - ・ひとり親家庭を対象に、日帰りのバスハイクを実施
- ② 児童危険防止事業（通年）
 - ・学校、PTA等との協力、連携により危険防止資材を配付・設置
- ③ 子どもの遊び場の整備助成（随時）
 - ・自治会からの要望に応じ実施
- ④ 私立保育園への助成（14ページに再掲）
 - ・機材購入費や行事開催費用等の助成

⑤ 学童クラブへの助成（14ページに再掲）

- ・機材購入費や行事開催費用等の助成

(4) 福祉功労顕彰事業

第45回君津市社会福祉大会の開催

- ・福祉事業功労者の顕彰
- ・社会福祉に関する講演会や意見体験発表等
- ・地域福祉団体、施設による展示、販売

(5) 住民ふれあい交流事業

健康と福祉のふれあいまつりの開催

- ・君津市・君津市社会福祉協議会・健康と福祉のふれあいまつり実行委員会の共催により開催
- ・登録ボランティアグループ・地区社会福祉協議会等による活動紹介やバザー等
- ・ボランティアセンター・ふれあい相談室等の紹介

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

歳末たすけあい見舞（12月）

- ・民生委員児童委員の協力により福祉対象者（重度身体障害児者、重度知的障害児者、重度精神障害者、寝たきり高齢者、両親不在児童・生徒）に歳末たすけあい見舞を実施

(7) 福祉器機の貸出

福祉器機等の貸出（随時）

- ・福祉カー（車いすとストレッチャーで乗車可能な車両）
- ・車いす（自走式・介助式）
- ・高齢者疑似体験セット
- ・イベント用品（音響機材、プロジェクター等）

(8) 災害見舞事業

災害見舞（随時）

- ・火災や風水害の被災者に災害見舞を実施

3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発

実施事業の必要性や効果、効率を検討するため、福祉ニーズ等の把握は必要不可欠です。そのためあらゆる機会をとらえて社会福祉に関する調査や情報収集に努めます。

また、広報啓発活動は住民主体・住民参加による福祉活動を推進する上で最も重要な要素であると考え、本会は様々な福祉情報を広く地域住民に提供する機関としての役割を担わなければならない団体であると認識しています。そのために、広報紙「福祉きみつ」の定期発行だけでなく、ホームページや広報パンフレット等を活用し迅速な情報提供に努めるとともに、君津市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ほのびー」を活用し、社会福祉協議会を広く周知していきます。

(1) 調査研究事業

- ① 社会福祉に関する調査研究
 - ・法人運営や事業推進に関する調査研究を実施
- ② 福祉ニーズ等の把握
 - ・地区福祉推進委員会議や地区社会福祉協議会などの協力により、福祉ニーズ等の把握に努める
 - ・事業実施の際にアンケートを行い、参加者からの意見等を把握する

(2) 広報啓発事業

- ① 広報紙「福祉きみつ」の発行（年4回）・共同募金特集号の発行（年1回）
 - ・読者モニター制度や住民を交えた編集会議を開催することで、読みやすい紙面づくりに努める
 - ・自治会を通じたの回覧及び公共施設等での配布するとともに配布場所を拡大する
- ② ホームページによる情報提供
 - ・社会福祉協議会の事業、ボランティア情報及び福祉情報を随時更新する
- ③ 君津市社会福祉協議会パンフレットの活用
 - ・社会福祉協議会のパンフレットを作成しPRする
- ④ 市民講座（行政のまちづくりふれあい講座）
 - ・社会福祉協議会の事業内容について住民の理解を深める
- ⑤ 君津市社会福祉協議会マスコットキャラクターの活用
 - ・キャラクターグッズを作成しPRする

4 社会福祉施設の管理運営

(1) 君津市社会福祉センター「きみつ偕楽園」管理運営事業 君津市からの受託事業（指定管理期間：平成26年度～28年度）

（運営方針）

- 君津市社会福祉センターは、市民福祉の増進に資することを目的とした総合的な福祉機能を有する施設であることを念頭に入れ、高齢者、障害者、青少年、ボランティアや地域住民の健康増進、教養の向上、レクリエーション、クラブ活動などが円滑にできるよう施設管理に努めます。
- 誰もが気持ちよく利用できる清潔感のある施設管理を目指します。

① 管理運営業務

- 職員の配置（事務員、運転手、看護師、用務員、計4名）
- 管理業務 施設（部屋）の貸出、浴室の使用、送迎バスの運行
- 健康相談（開館日の月曜日・水曜日・金曜日）

② 福祉機器の貸出（随時）

- 福祉カー（車いすとストレッチャーで乗車可能な車両）
- 車いす（自走式・介助式）
- イベント用品（紅白幕、テント、段差解消スロープ等）

③ 地区社会福祉協議会の活動支援

- 君津東地区社会福祉協議会の活動拠点として場を提供するとともに、活動が円滑に進められるように支援する

(2) 君津市福祉作業所「ふたば園」管理運営事業

君津市からの受託事業（指定管理期間：平成28年度～30年度）

君津市福祉作業所は、平成28年度から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する就労継続支援B型に関する事業を行います。

「ふたば園」では、通常の事業所に雇用されることや雇用契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供をするほか、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

① 管理運営方針

- 個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援をします。
- 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- 利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等・公平な利用ができるようにします。
- 社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援を行います。
- 地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進します。
- 安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努めます。
- 職員は絶えず自己研鑽に励み、質の高いサービスの提供を行います。

② 管理運営に関する具体的な取り組み

- 職員の配置（管理者(所長)、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、計4名)
- 個別支援計画の作成及び見直し
個別面談やアンケートを実施し、利用者・保護者の要望等を計画に反映
- 能力や適性に合った作業の提供
個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し提供する
- 社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援
日常生活訓練、転倒防止・筋力強化運動、買物実習、販売実習、生活相談所外学習（年2回）、調理実習（年6回）
- 利用者の健康管理
健康観察、菜の花体操・散歩、行間体操、体重・体脂肪・血圧測定、健康相談、健康診断、歯科検診等
- イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり
- 事業の啓発、作業製品の販売
健康と福祉のふれあいまつり、公民館文化祭、障害者週間、社会福祉大会等
- 利用者支援のケース検討会議（毎週実施）

③ 主な生産活動

- 業者委託の受注作業（手提げ紙袋作成、アルミケース容器詰め、バイク板清掃等）
- 自主作業（牛乳パックによる手すき紙等の制作、野菜類の栽培、レアメタル等資源回収）

(3) 君津市福祉作業所「ミツバ園」管理運営事業

君津市からの受託事業（指定管理期間：平成28年度～30年度）

君津市福祉作業所は、平成28年度から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する就労継続支援B型に関する事業を行います。

「ミツバ園」では、通常の事業所に雇用されることや雇用契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供をするほか、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

① 管理運営方針

- 個々の利用者の希望や特性を的確に把握した上で、生産活動の目標設定をし、その実現のための支援をします。
- 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- 利用者及び保護者からの要望を常に把握し、平等・公平な利用ができるようにします。
- 社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援を行います。
- 地域の伝統行事やイベントに積極的に参加し、社会参加を推進します。
- 安全で快適な作業環境の中で利用者が生活できるように努めます。
- 職員は絶えず自己研鑽に励み、質の高いサービスの提供を行います。

② 管理運営に関する具体的な取り組み

- 職員の配置（管理者(所長)、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、計4名)
- 個別支援計画の作成及び見直し
個別面談やアンケートを実施し、利用者・保護者の要望等を計画に反映
- 能力や適性に合った作業の提供
個々の利用者が意欲的に取り組めるよう多様な作業内容を準備し提供する
- 社会生活能力の向上や基本的な生活習慣の確立を目指すための支援
日常生活訓練、転倒防止・筋力強化運動、買物実習、販売実習、生活相談所外学習（年2回）、調理実習（年10回）
- 利用者の健康管理
健康観察、菜の花体操・散歩、行間体操、体重・体脂肪・血圧測定、健康相談、健康診断、歯科検診等
- イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり
- 事業の啓発、作業製品の販売
健康と福祉のふれあいまつり、障害者週間、社会福祉大会等
- 利用者支援のケース検討会議（毎週実施）

③ 主な生産活動

- 業者委託の受注作業（粉体食品箱詰め・袋詰め、アルミケース容器詰め）
- 自主作業（編み物・ビーズ作品制作、野菜類の栽培、レアメタル等資源回収）

(4) 君津市地域福祉推進センター「ゆうゆう館」管理運営事業
君津市からの受託事業（指定管理期間：平成26年度～28年度）

（運営方針）

- 君津市地域福祉推進センターは、地域住民相互の交流及び地域連帯・健康増進を目的とした施設であることを念頭に入れ、高齢者、障害者、青少年、ボランティアや地域住民の健康増進、教養の向上、レクリエーション、クラブ活動などが円滑にできるよう施設管理に努めます。
 - 誰もが気持ちよく利用できる清潔感のある施設管理を目指します。
- ① 管理運営業務（通年）
 - 職員の配置（事務員1名）
 - 管理業務 施設（部屋）の貸出
 - ② 地区社会福祉協議会の活動支援
 - 君津西地区社会福祉協議会及び君津南地区社会福祉協議会の活動拠点として場を提供するとともに、活動が円滑に進められるように支援する

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民の自主的な活動を基盤に、見守りや声かけ、安否の確認など日常的な支援活動をはじめ、ふれあい・いきいきサロンや敬老会の開催など様々な事業を実施しています。

これらの福祉活動を充実させるため、地区社協と本会が連携していつでも、だれもが主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりに努めます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心が高まるよう、福祉活動に関わる人材の確保、育成に努めるとともに民生委員児童委員協議会、自治会、教育機関など社会資源との協働による地区社協活動が継続、発展するよう支援します。

(1) 地区社協活動の基盤整備

- ① 地区社協活動の連絡・調整
 - ・地区社協連絡会議の開催
- ② 活動拠点の検討
 - ・地区からの要望をふまえて行政等の関係機関との調整
- ③ 地域福祉人材の確保・育成
 - ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成
 - ・コミュニティーソーシャルワーカーの育成
 - ・各種研修会等の情報提供

(2) 地区社協活動の支援・助成

- ① 地区社協活動への支援・助成
 - ・君津東地区社会福祉協議会（八重原・周南中学校区）
 - ・君津中地区社会福祉協議会（君津中学校区）
 - ・君津西地区社会福祉協議会（周西中学校区）
 - ・君津南地区社会福祉協議会（周西南中学校区）
 - ・小糸地区社会福祉協議会（小糸中学校区）
 - ・清和地区社会福祉協議会（清和中学校区）
 - ・小櫃地区社会福祉協議会（小櫃中学校区）
 - ・上総地区社会福祉協議会（久留里・松丘・亀山中学校区）

地区社会福祉協議会で実施している主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者への友愛訪問型食事サービス
ひとり暮らし高齢者友愛訪問
ひとり暮らし高齢者見守り事業
寝たきり高齢者介護世帯への友愛訪問
障害者友愛訪問

【 交流事業 】

敬老会
ひとり暮らし高齢者とボランティアとの会食会（花見会・クリスマス会等）
ひとり暮らし高齢者バスハイク
高齢者世帯バスハイク

【 ふれあい・いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン
障害者のつどい

【 生きがい支援 】

90歳到達者へ記念品贈呈
結婚50周年夫婦へ記念品贈呈
おしどり夫婦へ祝い品贈呈
男の料理教室

【 福祉教育・子育て支援 】

小中高等学校との連携による福祉活動や福祉講座
小学校での福祉体験学習会
子育てサロン
通学路でのあいさつ運動

【 世代交流 】

ひとり暮らし高齢者激励（小学生の手書きによる年賀状等の送付）
多世代交流（グラウンド・ゴルフ大会、スポーツ大会等）

【 危険防止・防犯 】

児童生徒のための事故防止や防犯パトロール

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査

【 研修・講座等 】

福祉講演会、健康講演会、ボランティア養成講座、介護教室等
役員・ボランティア視察研修
地域イベントへの参加

2 君津市地域福祉活動計画の推進

地域住民が福祉のまちづくりに向けた明確な目標を設け、計画的に取り組むため、平成26年度から平成30年度までの5か年間で推進期間とする「第二次君津市地域福祉活動計画」を策定し、地域との連携を深めながら福祉活動の推進を図っています。

なお、推進にあたっては、行政計画である「君津市地域福祉計画」と、住民行動計画である「君津市地域福祉活動計画」を両輪とした取り組みを継続します。

(1) 地域での取り組みへの支援

- ① 地区福祉推進委員連絡会議の開催
 - ・代表委員による地区福祉推進委員連絡会議の開催
 - ・地域での取り組みについての情報交換
- ② 地区福祉推進委員会議の連絡・調整
 - ・市内8地区での地区福祉推進委員会議の開催
- ③ 地区福祉推進委員研修会の実施
 - ・講演会、視察研修等の実施

(2) 社会福祉協議会の取り組み

- ① 君津市地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - ・地域福祉活動計画への取り組み状況の確認
- ② 基本地域福祉フォーラムの推進
 - ・地域福祉に関する講演会等の開催

3 社会福祉関係団体の援助育成

社会福祉関係団体及び当事者団体が、地域の社会資源としてその機能を最大限に発揮し、その目的や役割を達成できるよう支援します。

事務受託の社会福祉団体については、会員の主体的な団体運営を目指すという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業を行えるよう援助します。

また、社会福祉施設や団体の助成をする際は、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 福祉関係団体の援助育成

社会福祉関係団体の事務受託

- ・君津市民生委員児童委員協議会
- ・君津市老人クラブ連合会
- ・君津市母子寡婦福祉会
- ・君津市遺族会
- ・君津市傷痍軍人会
- ・君津リバーズ協会（身体障害者の会）

(2) 社会福祉施設・団体助成事業

- ① 社会福祉施設・団体への助成
 - ・指定就労継続支援施設・保護司会への助成
- ② 高齢者団体への助成
- ③ 障害者団体への助成
- ④ 私立保育園への助成
- ⑤ 学童クラブへの助成
- ⑥ ボランティア団体への助成（16ページに再掲）
- ⑦ 地域福祉教育推進モデル校への助成（16ページに再掲）※新規
- ⑧ 福祉教育推進指定団体への助成（16ページに再掲）

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、話し相手から外出援助等その活動も生活支援全般にわたっており、要支援者の生活や社会参加を支える重要な役割を果たしています。

これからのボランティア活動の活性化を図るために、広報啓発活動及び相談窓口を充実させるとともに、活動の担い手となる新たな人材の発掘及び継続的なボランティア活動の支援に努めます。

さらに、千葉県社会福祉協議会、行政及びボランティア連絡協議会等との連携を強化し、災害発生時の支援体制を整備します。

福祉教育の推進では「子どもたちの福祉の学びを支援する取り組み」として、新たに「地域福祉教育推進事業」を実施し、市立小・中学校が福祉教育に取り組みやすくなるよう支援します。また、「住民主体・住民参加を進めるための福祉学習」として、各種講座や様々な事業等を実施し、住民の地域福祉活動への参加促進を図ります。

(1) 君津市ボランティアセンター

① 事業内容

- ・ボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の登録・斡旋
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ボランティア活動保険への加入
- ・プルタブ・古切手等の収集の受入

② ボランティアセンター啓発事業

- ・ボランティアセンターパンフレットの活用
- ・ホームページの活用
- ・広報紙「福祉きみつ」内に広報紙「ボランティアひろば」を掲載し、ボランティアに関する情報を提供

③ コーディネート体制の充実

- ・コーディネーターの配置（専任2名）
- ・ボランティアコーディネーター研修（県社協主催）等研修会への積極的な参加

④ ボランティア活動の推進

- ・地区社協活動等との連携強化により、事業やイベントの内容を幅広く把握することで、ボランティアに対し、豊富な情報提供をしていく。
- ・社会福祉協議会が実施する事業やイベントにおいて積極的にボランティアが活動できる場面を設ける

(2) ボランティア養成事業

① ボランティア入門講座

- ・飛び入りボランティア体験講座を実施（年2回）
- ・行政のまちづくりふれあい講座でボランティア養成講座を実施

② ボランティア専門講座

- ・専門的なボランティア活動に必要な知識や技術を習得するための講座を実施

(3) ボランティア活動の活性化事業

- ① 君津市ボランティアの集い
 - ・ボランティア連絡協議会およびボランティアの集い実行委員会との共催で実施
- ② ボランティアと障害者との研修・交流会
 - ・ボランティアと障害者相互の理解を深めるための研修及び交流会を実施

(4) 災害時支援体制整備事業

- ① 災害時対応マニュアルの改訂
 - ・訓練などをとおして随時改訂し、実際の災害に備える
 - ・社協職員がマニュアルを深く理解し、災害時の対応に備える
- ② 災害ボランティアセンター運営訓練
 - ・災害発生時を想定し、災害時対応マニュアルに従い君津市や千葉県社会福祉協議会などの関係機関と連携して、災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施

(5) 福祉教育の推進

- ① 福祉体験出前講座
 - ・ボランティア団体や地区社協等との連携により、小・中学校および地域団体に向いて、車いす体験や講話を実施
 - ・福祉体験出前講座協力者懇談会を実施
- ② 福祉体験ボランティア学習
 - ・高校生を対象に介護体験学習を実施、福祉人材の育成を図る
- ③ 福祉意識啓発事業
 - ・市内小・中学校の児童・生徒を対象に標語コンクール等を実施
- ④ 地域福祉教育推進事業 ※新規
 - ・市内公立小・中学校各1校をモデル校として指定し、福祉教育の推進を支援する
- ⑤ 千葉県福祉教育推進校及び団体への支援
 - ・清和地区内の指定校及び地区社会福祉協議会の活動支援

(6) ボランティア活動・福祉教育助成事業

- ① ボランティア活動への助成
 - ・君津市ボランティア連絡協議会に助成
 - ・ボランティアグループへ活動費を助成
- ② 地域福祉教育推進モデル校への助成 ※新規
 - ・福祉教育推進モデル校に事業費を助成
- ③ 福祉教育推進指定団体の助成
 - ・千葉県福祉教育推進指定団体に助成

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

1 日常生活自立支援事業

高齢者や障害者等の地域生活を支えるための「日常生活自立支援事業（千葉県社会福祉協議会から受託）」として、きみつ後見支援センターを運営します。

日常生活自立支援事業は、「自己決定」「自己選択」の社会福祉サービス利用の理念にのっとり、高齢者や障害者で判断能力が不十分な状態にある方であっても、能力や意思をできるだけ尊重して、日常生活の金銭管理等を支援して在宅で安心して暮らせるよう援助します。必要に応じて成年後見制度との連携も図ります。

今後さらに当事業の利用の増加が予測されることから、事業の実施体制を強化するとともに、専門員および生活支援員の資質の向上に努めます。

(1) きみつ後見支援センター（受託事業）

① 後見支援センターの運営

- ・専門員の配置（専任1名 兼任1名）
- ・事務員の配置（兼任1名）
- ・生活支援員の拡充
- ・千葉県後見支援センター主催の専門員及び生活支援員研修への参加
- ・生活支援員研修会の開催
- ・関係機関連絡会議の開催
- ・法人後見業務における先進地視察等の実施についての研究調査
- ・行政のまちづくりふれあい講座において日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明

② 福祉サービス利用援助事業等の実施

- ・福祉サービス利用援助
福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、
苦情解決制度を利用するための支援
弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の紹介
- ・財産管理サービス
医療費・税金・公共料金等の支払い、生活費の払い出し等の支援
- ・財産保全サービス
年金証書・預金通帳・不動産権利証書・契約書・実印・銀行印等の預かり支援

2 福祉資金貸付事業

低所得世帯、失業者世帯、高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るため、「生活福祉資金」・「臨時特例つなぎ資金」の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会から受託）を行います。特に、平成27年から施行された、生活困窮者自立支援制度と連携して円滑な事業運営に努め、住民の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

また、君津市社会福祉協議会独自の貸付事業として、要保護世帯を対象としたつなぎの生活資金貸付である「君津市ふれあい資金」の相談及び貸付を行います。

(1) 生活福祉資金等貸付事業（受託事業）

① 相談支援体制の充実

- ・生活福祉資金相談員及び自立生活支援員の配置（専任1名 兼任1名）
- ・貸付滞納者に対する個別相談及び自立生活支援
- ・研修会への参加による資質向上
- ・生活自立支援センターきみつ、ハローワーク、行政機関及び担当民生委員児童委員との連携

② 生活福祉資金等の貸付実施

- ・低所得者世帯、失業者世帯、高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金等の貸付を行う

(2) 債権管理強化推進事業（受託事業）

償還促進及び援助指導

- ・滞納世帯の調査、個別訪問等による償還促進及び援助指導

(3) 君津市ふれあい資金貸付事業

君津市ふれあい資金の貸付実施

- ・市内に居住する生活保護を申請した世帯を対象に、その支給が開始されるまでのつなぎの生活資金を貸付
- ・関係行政機関や民生委員児童委員との連携による滞納者への償還促進

3 ふれあい相談事業

福祉総合相談窓口として「君津市ふれあい相談室」を設け、住民の抱えるさまざまな悩みや問題の相談に応じて解決に向けた援助を行います。

住民がいつでも気軽に相談を受けられるよう、事業について広く周知を図るとともに、専任相談員及び専門相談員を配置し、解決機能、即応機能を高めます。

また、行政との連絡調整を行い、教育、保健医療等他機関や地域で相談援助活動をしている民生委員児童委員ともネットワークでの連携を図り、潜在するニーズの早期発見や早期解決に努めます。

(1) 君津市ふれあい相談室

① ふれあい相談室の運営

- ・専任相談員の配置（専任1名）
- ・君津四市相談事業運営研究協議会への参加

② ふれあい相談事業の実施

- ・心配ごと相談（専任相談員）平日
専任相談員による日常生活の中での様々な悩み事や心配ごとの相談
- ・心配ごと相談（民生委員児童委員）
民生委員児童委員による悩み事や心配ごとの相談
君津地区 第2・第4木曜日
君津地区以外 行政の市民相談日にあわせて各地区公民館で開催
- ・法律相談（弁護士）第1火曜日・第3金曜日
弁護士が法律の一般的な説明を行い、問題解決を支援するための相談
- ・こころの相談（カウンセラー）第2・第4水曜日・第3火曜日
夫婦関係、親子関係、友人関係などで精神的な苦痛を受けて悩んでいる方などの
カウンセリング

Ⅳ 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

1 住民参加型ホームヘルプ事業

子どもから高齢者までの全ての世代の住民一人ひとりが、将来にわたって安心して生活できるよう、住民同士の助け合いによる会員制の有償相互援助活動である「ホームケアサービスあんしん事業」の更なる充実を図ります。

また、次代の地域を担う子どもの成長を地域全体で応援するため、子育てに係る負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境を整備する仕組みを推進するために「君津市ファミリーサポートセンター事業（君津市から受託）」の充実を図ります。

(1) ホームケアサービスあんしん事業

① 事業内容

- ・登録制（協力会員・利用会員）による有償の在宅サービス
対象者は、市内在住で日常生活において、支援が必要とされる方
- ・サービス内容は、家事援助、産前産後の家事支援等
- ・会員のスキルアップ・交流を目的とした交流研修会を開催
- ・事業説明会の開催
- ・パンフレット等の活用による事業の周知

② コーディネート体制の充実

- ・コーディネーターの配置（兼任3名）
- ・コーディネーター研修会への参加

(2) 君津市ファミリーサポートセンター事業（受託事業）

① 事業内容

- ・登録制（協力会員・利用会員）による有償の相互援助活動
サービス内容は、生後6か月から小学6年生までの子どもの預かりや送迎等
- ・協力会員を対象とした育児サポート講習会の実施
- ・会員の交流研修会を開催
- ・事業説明会の開催
- ・パンフレット等の活用による事業の周知

② コーディネート体制の充実

- ・コーディネーターの配置（兼任3名）
- ・コーディネーター研修会への参加

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と居宅介護支援事業の2つを実施しています。公益事業として利用者やその家族の立場に立ち、利用者のニーズに柔軟に対応し、かつ良質なサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めます。

また、本会にとっての主要な収益事業であり、地域福祉活動の展開に必要な財源確保のためにも事業規模や経費の適正化等を行い、法人経営の安定に努めます。

(1) 訪問介護事業（社協介護サービス）

- ① 運営体制
 - ・サービス提供責任者の配置（専任2名）
 - ・登録訪問介護員連絡会議の開催
 - ・登録訪問介護員現任者研修の開催
- ② 事業内容
 - ・365日、24時間体制でのサービス提供
 - ・訪問介護及び介護予防訪問介護及び第1号訪問事業計画の作成
 - ・身体介護・生活援助、介護予防に相当する生活援助サービスを実施
 - ・総合事業（訪問型サービス）の実施
- ③ 関係機関との連携
 - ・君津市介護サービス研究会への協力

(2) 居宅介護支援事業

- ① 運営体制
 - ・居宅介護支援事業所の職員配置（専任4名）
 - ・担当職員会議の開催（週1回以上）
 - ・介護支援専門員研修会への参加
 - ・地域ケア会議等への出席
- ② 事業内容
 - ・居宅サービス計画書の作成
 - ・介護予防支援計画書、介護予防ケアマネジメント表（総合事業）の作成（君津市地域包括支援室・地域包括支援センターから受託）
 - ・利用者の課題分析、居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
 - ・サービス実施状況の継続的な把握及び評価
 - ・サービス担当者会議等の実施
- ③ 関係機関との連携
 - ・地域包括支援室及び地域包括支援センターとの連携
 - ・君津市介護支援専門員協議会への協力